

# 第4-2-(34)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく供託（金融サービス仲介業者がする金融サービス仲介業を行うに当たっての不足額の供託（金銭））

Webブラウザから

## かんたん登記・供託申請

不動産・商業・法人・動産譲渡・債権譲渡及び成年後見の各種登記関係手続並びに供託関係手続の一部に対応！

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

## 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。

[i](#) から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

\* [手続についてを表示](#)（別タブで開きます）

### 申請先供託所 [i](#)

供託所を選択する

法務局

\* 「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

### 供託者

#### 法人所在地 [i](#)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

#### 法人名 [i](#)

甲山サービス株式会社

#### 代表者 [法人の入力欄に切り替え](#)

##### 資格 [i](#)

代表取締役

##### 氏名 [i](#)

甲山太郎

#### 会社法人等番号 [i](#) [入力欄を閉じる](#)

123456789012

### その他の会社法人等番号 [i](#)

+ 会社法人等番号欄を追加する

### 登記事項証明書の提示 [i](#)

登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。

登記事項証明書を提示する。

\*登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。

\*申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

## 官庁の名称及び件名等 i

〇〇財務局長  
(〇〇財務局登録番号 第〇号)

## 供託の原因たる事実 i

供託者は、金融サービス仲介業の登録を受けた者であるが、金融サービス仲介業を行うに当たり、供託すべき保証金の額として金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条第2号に定めるところにより計算した額に相当する金5,000万円のうち、現に供託している供託額は金1,000万円（令和〇年度金第〇号）であり、金4,000万円の不足となるため、上記不足額に相当する金4,000万円を供託する。

## 法令条項 i

備考欄記載のとおり

## 供託金額 i

40000000 円

## 送付する添付書面 i

送付する添付書面はない。

送付する添付書面がある。

## 供託書正本の交付方法 i

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付を請求する。

\*書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

## 備考 i

法令条項

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第1項

補正申請 

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

連絡先情報 

氏名

甲山太郎

電話番号

01-2345-6789

通信（連絡・コメント）欄 

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ） 

コウヤマサービスカブシキガイシャ